

新旧対照表

5 公告，入札説明書及び特記仕様書等の記載例

新	旧
<p>イ 兼務認める工事</p> <p><u>(ア) 公告への記載例</u></p> <p><u>(入札に参加する者に必要な資格)</u></p> <p><u>ク 次に掲げる基準を全て満たす監理技術者を専任で配置できる者であること。</u></p> <p><u>ただし，次に掲げる基準を全て満たす建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を条件により認める工事であつてを配置する場合は，この限りでない。（なお，特例監理技術者の配置要件については入札説明書参照）</u></p> <p><u>(ア) 一級〇〇施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。</u></p> <p><u>(イ) 直接的かつ恒常的な雇用関係（入札説明書による入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出の日において連続3箇月以上直接的雇用関係にある者に限る。）にあること。</u></p> <p><u>(ウ) 監理技術者資格者証（〇〇）の交付を受け，かつ，監理技術者講習修了証等により監理技術者講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過しない者であることが認められること。</u></p> <p><u>(エ) 令和〇年度以降に公共工事（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する国，特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事とする。以下同じ。）における〇〇工事の監理技術者，主任技術者又は現場代理人としての管理実績を有する者であること。</u></p> <p>(イ) 入札説明書への記載例</p> <p><u>(入札に参加する者に必要な資格)</u></p> <p><u>ク 次に掲げる基準を全て満たす監理技術者を専</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

任で配置できる者であること。

ただし、次に掲げる基準を全て満たす建設業
法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける
監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）
の配置を条件により認める工事であって配置す
る場合は、この限りでない。（なお、特例監理
技術者の配置要件については○その他参照）
（略：公告への記載例の(㉞)から(㉟)と同一の記載）

（その他）

（略）

(㉞) 特記仕様書への記載例

第〇条 特例監理技術者の配置

（略）

（文言の追加）

（文言の追加）